所北杉謙信の消息に『此度七尾納手裏候時、島山義隆御臺・息一人有之候ツル。是者京之三條殿之息女ニ候間、年頃も可然候歟与思、息をハ身之養子ニ置、老母(義隆御臺)をハ丹後守(北條高廣嫡景廣)ニ可爲申合、爰元に召沙、則丹後守預置候。』とあつて、長家家譜にも式部の母を三條家の出とするが故に、その子息たる所謂義春は、七尾で疫疾に罹り歿したのではなく、謙信の爲に越後に伴はれたのであらうと思はれるふしがある。

コウマサシゲ 上條政繁。 →ジョウ

卯月五日筑後守宛所の義總の消息に見える。 覽に供せられたことに就いては、永正十四年 る。義總和歌を好み、その詠を三條西卿の 月廿一日附のものにも義統の名が記されてみ **義總の一名である。永光寺文書明應八年十二** 則統武の開基の寺と承。』とあるから、義統も は興臨院殿と號す。京都大德寺々中興臨院は らう。又能登畠山歴代傳説聞書に『畠山統武 があつたとすれば、恐らくは義總の初名であ の系圖に義總がなくて宗義があるが、文書の 上からは宗義の名を發見し得ぬ。若しその人 公の軒號がある。長家家譜に據れば、畠山氏 卒し、興臨院傳翁徳胤と諡せられ、別に養花 義總は天文十四年七月十二日五十五歳を以て なつた。義元と徳宗との關係は明らかでない。 左衞門佐を經て修理大夫に任ぜられた。父は ハタケヤマヨシフサ 畠山義總 通稱次郎。 義元の後を繼ぎ能登の守護と

-マヨシモト 畠山巖元。 →ハタケヤマヨシムネ 畠山慶致 →ハタケ

思はれる。 ずして義氏がある。故に若し眞に義氏があつ たとすれば、それも亦義元の初名であらうと 長家家譜に從へば、畠山氏歴代中に義元を見 ものは、義元の外に求め得ぬからである。又 うたらしい。<br />
景徐周麟の翰林胡蔗文集所載大 寺。莊"嚴於追福道揚」云々。』とあつて、大寧 月二十日。伏值,先考大寧寺殿前左金吾大彦 寺は義統であり、文鑑中畠山氏の主であつた 孫公大禪定門七回忌之辰。就"瑞應山大寧禪 大功德主左衞門慶致。文龜三年龍集癸亥秋八 寧寺殿七周忌法語に『鹿島郡八田郷府中居住 號は興德寺久峰德昌。義元は初名を慶致とい 講じたから、永正五年六月義稙の將軍職に復 れた。義元足利義稙を助けて京師恢復の策を した後大に信任せられた。十二年九月卒、法 左馬助から左衞門佐を經て修理大夫に任ぜら ハタケヤマヨシモト 畠山義元 義統の子。

日殁、享年四十三。

答。
答。
不必をする
島尾
石川郡湯浦郷に属する部

ハタゲンペイ 旗源平 滞政時代から行はれた兒童の遊戲。源平二組に分かれて、賽の目により小旗・中旗・大旗から郷までを順次に建て、輪贏を爭ふもの。源氏組は赤く笹龍膽を畫いた白旗、平家組は揚羽蝶を白く拔いだを

孫世々藩に仕へる。 では、一つを得、寛永三年歿した。子では、一つで有一つを得、寛永三年歿した。子に仕へて千石を受け、足輕頭に任じ、大坂再に仕へて千石を受け、足輕頭に任じ、大坂再の大学には、一次のでは、

谷に向からたので、縈谷と分校との領境なる紀聞に、昔の那谷道は分校から縈谷に出で那のが必要がある。 支憩

所でないと記してある。
一山道にはだしが坂はあるが、これは古への山道にはだしが坂といふのがあつた。今の那

ハタシミヅ 畑清水

江沼郡上福田に在る。

と號し、蒼虬に學んだ。文政九年十一月十二で、水味甘輕茶を煮るに適し、下流田圃數百頃に滯漑するとある。 項に滯漑するとある。 河外がメイ 羽田自明 河北郡高松の俳人。項に滯漑するとある。

ハタチ 秦致 金澤の人、通稱和泉屋兵右衛門、字は叔翁、號は闡洲。父死し、兄業を失ひ、己は喪心の妹と共に居り、精を強くして監護すること慈母の如く、終生獨身を以て裝潢を業とした。致好んで李北海を宗として字を習ひ、又詩を作り歌を詠じたが多く稿を望めない。明治三年八月十一日五十三歳を以て歿。

その成つた當年からその村の定発を以て納用 なかつた。これ米穀の生産を第一に重んぜら うた者の所得とするのである。<br />
畑直新開は、 に應じて田の一部を前高主に返還せしめた。 存續するの利益を説いても決して採用せられ 調査の上許可せられ、地元の者が畑地として 新開田の三分の一を返還し、殘餘は畑直を行 の折を定め、開發の終つた時は畑の折の割合 は、他郡の御扶持人十村二人を折役として畑 に、現に畑である地を開墾して田とするをい ひ、居村の者でも他村の者でも、出願すれば れたからである。畑直新開の許可せられた時 之を返歩といふ。例へば三つ折の畑であれば、 ハタナホシシンカイ 畑直新開 游政時代

那一することを要した。

ハタノヒ 畑の火 江沼郡上福田領附近から出る陰火をいうた。芳憩紀聞に、此の領内から出る火玉を畑の火といひ、以前は夜毎に配し、聖城妖怪奇談には、小原長久が鳥打坂に行つた時、曉方に畑の野で、展この怪火を見たとある。

ハタブギョウ 旗奉行 御旗奉行は慶長十九年大坂冬の役の頃、大塚壹岐・岩田内蔵助・ 京永 八年西村右馬助・成田半右衛門・大平左馬寛永八年西村右馬助・成田半右衛門が命ぜられたが、その後中絶し、萬治二年六月には髙れたが、その後中絶し、萬治二年六月には髙れたが、その後中絶し、萬治二年六月には髙れたが、その後の頃、二年篠原総部が兼常した。以後廢職となつたものか、任命せられたお、以後廢職となつたものか、任命せられたおのは後廢職となつたものか、任命せられた者がない。

加、明曆本に波太左也とするが、森田平次は 生の訓に就いては、延喜式貞享本等に波太左 頃の比樂河の西畔に之を求めればならぬ。幡 天平寰字三年十二月三日。』とあるから、その 五條与十六條堺畔地。五十町五段六十四步。 比樂河。南岡。西床滑山道並神刀良家。北十 五年三月の日錄帳に『江沼郡幡生村四至。東 又この庄の位置に就いては、東大寺文書大治 諸庄田地にも、幡生庄田二百五十町と見える。 たことは、東大寺要錄の長徳四年往文定諸國 庄解郡解一卷があつて、その東大寺領であつ 賀立國以前からの庄名で、東大寺に天平神護 ハタフであらうとしてゐる。 二三年越前國道守鴨野栗川子見溝江幡生庄等 ハタフショウ 幡生庄 能美郡に在る。 加